資料３

■　神奈川県消費生活条例の見直し結果について

県では、条例を常に時代に合致したものとすることを目的として、「神奈川県条例の見直しに関する要綱（以下、「要綱」という。）」を制定し、一定の要件に該当する条例について、５年ごとに施行状況の検証を行い、見直しを行う仕組みを定めている

「神奈川県消費生活条例」は平成30年３月に大幅な改正を行っているところではあるが、前回（平成26年度）の要綱に基づく見直しから５年を経過したため、見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

１　条例名

神奈川県消費生活条例（制定：昭和55年、最終改正：平成30年）

２　概要

消費者の権利を確立し、県民の消費生活の安定と向上及び環境に配慮した消費生活の推進に資するため、県民の消費生活に関し、県及び事業者の責務を明らかにし、県が実施する施策の必要な事項を定めている。

３　見直しの視点

本条例に関係する社会状況の変化、過去５年間の施行状況、関係法令の動向等の確認により、条例制定理由が現在の社会状況にふさわしいものであるか、要綱に基づく必要性、有効性、効率性、基本方針適合性（かながわグランドデザインなどにおいて示された、県政の目指すべき方向性に適合しているか。）、適法性の５つの視点から、見直しの必要性について検討した。

４　主な運用実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
消費生活に関する相談件数（第３条の２）※	－	－	－	－	16,070件
事業者に対する指導・勧告件数（第13条の４）	100件	76件	60件	78件	94件
被害救済のために必要な助言、あっせん等件数（第22条）	11,569件	11,429件	10,273件	10,554件	14,062件

※平成30年度改正により、新たに規定

５　見直し結果

見直し結果	必要性	社会状況の変化を背景に複雑化・多様化する消費者問題に対応するため、消費者行政の充実強化が求められる中、消費者被害の速やかな救済のために必要な措置や、不当な取引行為を行っている事業者に対して指導等を行う根拠となるものであり、また、消費者市民社会の実現に向け、消費者の権利を確立し、県民の消費生活の安定と向上及び環境に配慮した消費生活を推進するために必要な条例である。
	有効性	本条例に基づき、深刻化する消費者被害の速やかな救済のために必要な措置や、不当な取引行為を行っている事業者に対する指導等を行っており、消費者被害の拡大防止・未然防止のために有効に機能している。
	効率性	他都県及び市町村とも連携しながら、事業者への指導等を効率的に進めている。
	基本方針適合性	本条例は、「かながわグランドデザイン」の主要施策「安全で安心できる消費生活などの確保」を実現するためのものであり、県の基本方針に適合している。
	適法性	消費者基本法及びその他の関係法令に沿った条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。
結論		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正、廃止及び運用の改善等の必要はない。